

## 第15回 白河市自治基本条例を考える市民会議 会議録（要旨）

日 時 平成24年3月19日（月）午後7時～8時30分

場 所 市役所本庁舎正庁

参集者 学識経験者委員

清水座長

市民委員

角田委員、鷹栖委員、人見委員、石原委員、沼田委員、栂川委員、穂積委員、  
矢内委員、和知委員

職員委員

泉委員、遠藤委員、佐川委員、野崎委員、松島委員、渡邊委員

オブザーバー

橋本、工藤、鷄徳、佐藤（冴）

事務局

圓谷市長公室長

企画政策課 戸倉課長、邊見課長補佐、関課長補佐兼係長、藤田副主査  
石川副主査

### 1 開会

#### 【市長公室長挨拶】

本日は、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。本市民会議も、回を重ねまして、今回で15回目の会議となり、また、2月から3月にかけては、PI活動を実施してきたところでございます。

今後は条例素案のとりまとめに向けた最終調整を行っていくこととなりますので、委員の皆様におかれましては、来年度もお世話になりますが、引き続きよろしくお願いたします。またオブザーバーとして参加いただいた福島大学清水ゼミの皆さんは、今回が最後となります。これまで若者ならではの、学生ならではの視点から様々な意見を出していただきました。本当にありがとうございました。

本日は、PI活動の報告等を事務局からさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### 2 全体会議

#### （1）白河市自治基本条例素案中間とりまとめの技術的修正について

事務局で再度中間とりまとめについて精査した結果、表現を統一すべき箇所や修正が必要な箇所があったため一部修正をすることとした。主な修正のポイントは以下の3点。

- ① 「市民、市議会及び市」という表現と「市民、市議会、市」という表現について、「市民、市議会及び市」に統一する。
- ② 「まちづくりの主体」という表現と「まちづくりに関わる主体」という表現について、「まちづくりの主体」に統一する。
- ③ 市議会の役割の内、「市議会は、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の信託に応えるため、事案の決定、市政の監視、牽制及び政策提言等を行わなければなりません」について、「市議会は、地域や市民の福祉の向上を図るため、事案の決定、市政の監視、牽制及び政策提言等を行わなければなりません。」に修正する。

【修正理由】

- ・ 「市民の直接選挙」という表現について、この条例での市民の定義との関係で、通勤・通学者や団体等も選挙権を有するというように読めてしまう。
- ・ 市議会と市は、「地域や市民の福祉の向上を図る」という同じ目的に向かって取り組んでいくものである。

(2) PI 活動の報告について

PI 活動で出た質問や意見の概要について、会議資料により事務局から説明した。

(3) 来年度の活動内容及びスケジュールについて、会議資料により事務局から説明した。

【来年度の活動概要】

- PI 活動やパブリックコメントでの意見等を基に、条例素案のとりまとめに向けた最終調整を行う。
- 推進・検証機関について、検討を深める。
- 条例素案の「第5 条例素案の内容」の部分について、章立てごとに解説文を作成していく。
- 7月下旬を目処に、条例素案を市長へ提出する。

(4) 質疑応答

- PI 活動は今後も行っていくのか。  
→条例起草の段階で、出前講座もしくはパブリックコメントなど、市民の皆さんのご意見を伺う機会を必要に応じて設けていきたいと考えている。
- 意見の中で「作るだけではなく、きちんと実行してほしい」という意見が多く出ているが、この点については、どのように検討を深めていくのか。  
→実効性の確保という意味では、この条例の内容の中で考えると、推進・検証機

関の部分について検討を深めていくことだと考えている。市役所としていかに実行していくのかということについては、市内部で検討していくこととなる。

- 「市民共楽のまち白河」というに表現について良いという意見もあれば、具体的にどのようなことなのか分からないという意見もあるが、この点については、どのように検討していくのか。

→意見のNo.28のように、具体的にどのようなまちを目指すのか説明を加えた方がよいという意見が出ていることから、目指すまちの姿について説明を加えるという形で検討していければと考えている。

### 3 次回の会議及び宿題のお知らせ

次回の会議の日程等について、会議資料により事務局から説明した。

### 4 閉会